

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本産業保健法学会（英文名 The Japan Association of Occupational Health Law、略称 [JAOHL]）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、産業保健を含めた労働安全衛生全般に関わる現場問題の未然防止と適正な事後解決を図るための法律論等の開発と関係者への教育、関係領域（法学、医学、保健学、心理学、経営学、工学、統計学など）の研究者や実務家の知的、人的な交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会、研究会及び公開講演会等の開催
- (2) 当法人が認定する資格の取得等のための研修講座の開催、資格の認定審査
- (3) 機関誌その他刊行物の発行
- (4) 国内外の関係学会との協力及び連携
- (5) 会員相互の親睦及び情報の交換
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業